

衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院 付託 議決	衆議院 付託 議決	備考
3	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案	沢藤礼次郎君 外一名 (キ、七〇〇)	六、八六		六、八六 (予)	六、八六 統 審 査	
4	学校教育法の一部を改正する法律案	佐藤徳雄君 外一名 (七〇〇)	八六		八六 (予)	八六 統 審 査	
5	学校教育法等の一部を改正する法律案	中西績介君 外一名 (七〇〇)	八六		八六 (予)	八六 統 審 査	
6	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	中西績介君 外一名 (七〇〇)	八六		八六 (予)	八六 統 審 査	
7	公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案	馬場昇君 外一名 (七〇〇)	八六		八六 (予)	八六 統 審 査	

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、臨時教育審議会の答申を踏まえ、高等教育の改革を推進するため、文部省に、高等教育に関する基本的事項を調査審議する大学審議会を新設するとともに、既設の大学設置審議会及び私立大学審議会を再編統合し、大

学（高等専門学校を含む。以下同じ。）の設置認可等を総合的に調査審議する大学設置・学校法人審議会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大学審議会関係（学校教育法の一部改正）

- 1 大学の設置基準及び学位に関する事項を定める場合、文部大臣は大学審議会に諮問しなければならないこと。
- 2 文部大臣の諮問に応じ、前記1の事項及び大学に関する基本的事項を調査審議するとともに、必要に応じ文部大臣に勧告することができること。
- 3 文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織すること。

二、大学設置・学校法人審議会関係（学校教育法及び私立学校法の一部改正）

- 1 大学の設置認可を行う場合、文部大臣は大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならないこと。
- 2 私立大学の廃止、学校法人に係る寄附行為の認可等を行う場合、文部大臣は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならないこと。
- 3 前記1及び2の事項等、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属する

事項を調査審議するとともに、文部大臣に建議することができること。

- 4 大学及び学校法人の関係者並びに学識経験者のうちから文部大臣が任命する六十五人以内の委員で組織するとともに、大学設置分科会及び学校法人分科会を置くこと。
- 5 私立大学審議会を廃止するとともに、大学設置・学校法人審議会に置かれる学校法人分科会の組織の基準等を定めること。

なお、衆議院において、この法律の施行期日を公布の日
に改める修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を踏まえ、高等教育の改革を積極的に推進するため、文部省に、大学に関する基本的事項を調査審議する大学審議会を新設するとともに、既設の大学設置審議会及び私立大学審議会を再編統合して、大学の設置認可等について調査審議する大学設置・学校法

人審議会を設置しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日についての修正が行われております。

委員会におきましては、中央教育審議会との関係、大学自治の尊重、委員の構成と運営のあり方、私学の自主性尊重の必要性などについて熱心な質疑が行われるとともに、参考人の意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑を終局することを決定いたしました。

討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保委員より反対の討論が、自由民主党を代表して林委員より賛成の討論が、日本共産党を代表して佐藤委員より反対の討論が、それぞれ行われました。

採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。